

京都市告示第614号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和4年3月15日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
京都環状線	下京区七条御所ノ内南町107番地地先から 南区吉祥院西ノ庄門口町27番地の2地先 まで	令和4年3月20日午前4時
梅小路通	下京区七条御所ノ内南町108番地地先から 同町107番地地先まで	告示の日

(建設局土木管理部道路明示課)